

定員：30名
 対象児童：小学校入学前の児童
 (ただし、2歳未満の児童を除く)

問寒別へき地保育所

利用者負担額徴収基準額表 (保育3号認定)							
各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分					3歳未満児 (3号給付)		
					徴収基準額 (月額) 円		
階層区分	定 義				保 育 標準時間	保 育 短時間	
A	生活保護世帯				0	0	
B	A階層を除き、当該年度分(4月から8月まで)は、前年度分。以下同じ)の町民税非課税世帯				ひとり親世帯等		
					ひとり親世帯等以外の世帯		
C	1 2 3 4 5	A階層を除き、当該年度分の町民税課税世帯のうち、調整後所得割課税額が次の区分に該当するもの		48,600円未満	ひとり親世帯等	5,350	5,290
					ひとり親世帯等以外の世帯	11,700	11,580
				48,600円以上 97,000円未満	ひとり親世帯等で所得割課税額 77,101円未満	5,400	5,400
					上記以外の世帯	18,000	17,760
					97,000円以上169,000円未満	26,700	26,340
		169,000円以上301,000円未満	36,600	36,060			
		301,000円以上	48,000	47,280			

・C1階層～C3階層までの第2子以降は第1子の年齢に関わらず0円、C4階層～C5階層はこども園を同時に利用する最年長から順に第2子は半額、第3子以降は0円

入所事由
 (1) 保護者の就労などにより家庭で保育できない場合
 (2) 3歳以上児については集団生活の経験をさせたいなど

の場合

保育時間：月曜日～金曜日
 (8時00分～15時30分)

※延長を希望される方は17時15分まで

休所日：土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始

入所申込み：様式は問寒別へき地保育所に来所して入手いただくか、幌延町ホームページからPDF(へき地保育所入所申込書)を印刷してご使用ください。

入所事由により就労などの証明書類を添えて、問寒別へき地保育所に提出してください。

●保育料および保護者負担金について

(1) 3歳～5歳の保育料は無償化となっております。

ただし実費徴収として、おやつ代(月額700円)・行事食(1回240円)および教材費(月額1,140円)の保護者負担金があります。

問寒別へき地保育所 保育料徴収基準額表			
各月初日の保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分			
階層区分	定 義		3歳未満児 保育料 (月額)
A	生活保護法による被保護世帯		0
B	A階層を除き、当該年度分(4月から8月まで)は、前年度分。以下同じ)の町民税非課税世帯		0
C	1	A階層を除き、当該年度分の町民税課税世帯のうち、調整後所得割課税額が次の区分に該当するもの	48,600円未満
	2		48,600円以上 97,000円未満
	3		97,000円以上 169,000円未満
	4		169,000円以上

・3歳未満児保育料は保育所を同時に利用する最年長から順に、2人目以降は基準額の半額

認定こども園、問寒別へき地保育所についてのお問い合わせは、認定こども園(5-1254)でお受けしています。

(2) 3歳未満児は左記の保育料徴収基準額表のとおりです。